

平成 27 年度事業計画書

我が国の経済は、大胆な金融緩和策により円高是正や株価の回復が進み改善しつつあるようですが、消費税増税を含め、国が進める経済政策につきましては、未だ明るい兆しは見えなく長引く景気低迷から回復の見込みは依然不透明であります。

当シルバー人材センターにおきましても、近年、受注契約額は減少傾向となっており、長引く景気低迷により、今後も大幅な受注増は厳しいものが予想されるとともに、国のシルバー人材センター事業への補助金は依然として大幅に減少したままであるなど、当センターを取り巻く状況は引き続き厳しい状況にあります。

一方、全国的に少子高齢化が急速に進展しており、高齢化社会の中、高齢者が長年培ってきた経験や知識・技能を活かして地域で生き生きと活躍し担い手として貢献していくことが求められており、シルバー人材センター事業が地域社会に果たすべき役割はこれからも一層重要なものとなっております。

このような状況に対応するため、当センターでは新公益法人制度の下に地域社会から幅広い理解と協力が期待される「公益社団法人」に移行し、市を始め関係機関と連携を図りながら就業機会の確保・拡充に取り組み、受注の増加を図ってまいるとともに、経費の削減にも取り組み安定した事業運営が維持されるよう努めてまいります。

今後とも厳しい社会経済状況の中ではありますが「自主・自立・共働・共助」の基本理念を念頭において、地域に密着した就業の場を提供できる公益的な組織として、また、安全就業の徹底と適正就業を推進し、伊予市まちづくりの一端を担ってまいります。

今年度の目標として、次のことを重点に事業を推進してまいります。

1 高齢者に対する雇用によらない就業の機会の確保・提供事業

社会参加の意欲のある健康な高齢者のために地域に密着しながら、知識・経験及び希望に応じた就業等の活動の機会を確保し提供するとともに、シルバー人材センター事業を安定的に行うためには就業する会員の確保が重要かつ急務であり、このため事業の周知・広報等を活用し会員の拡大を図る。

2 雇用による就業を希望する高齢者に対する職業紹介事業

(1) 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る求人を受け付け、当該業務への従事を希望する一般高齢者や会員に紹介する。

(2) 一般労働者派遣事業

本年1月にシルバー人材センター等一般労働者派遣事業変更届出書(事業所の新設)が愛媛労働局に受理された。これは臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲内において、あらかじめ登録した会員のうち、派遣労働を希望する会員を対象に実施するものでありますが、労働者派遣事業の運営にあたっては、関係法令を遵守し、これが適正に実施されるよう配慮を行う。

3 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能を付与する講習事業

(1) 技能開発講習会

地域の高齢者にふさわしい仕事(臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務)があっても、それを行うために必要な経験や能力が不足している場合には実際の就業には結びつきません。このため、就業意欲のある高齢者を対象とした講習会を開催し、就業に必要な技能や知識を付与し実際の就業に結びつける必要があります。この事業を実施することにより、広い分野での就業の機会の確保・提供に繋がるとともに、高齢者の生きがいの充実と福祉の向上については活力のある地域社会づくりに寄与する。剪定講習会2回、ガーデニング講習1回及び防除作業講習を実施する。

4 就業を通じて高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図る事業

(1) 社会参加活動事業

ボランティアを希望する高齢者を対象に、社会参加活動の一環として、10月に公共施設の清掃、除草、剪定作業を実施し、地域活性化及び地域環境美化の一助とする。

(2) 相談・情報提供事業

地域における働く意欲のある高齢者のために就業、職業能力開発、ボランティア活動に係る相談、情報提供に努める。

入会説明会(随時) 就業相談(随時)

事業の対象者 一般市民(高齢者)、シルバー人材センター会員、公共団体、企業

5 高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会企業等における高齢者の能力の活用を図るための事業

(1) 就業開拓等事業

地域の家庭、事業所、地方公共団体を対象に意識調査及び利用ニーズの調査を行い、高齢者にふさわしい仕事を積極的に開拓するとともに、高齢者の職業能力や経験を生かせる職域の開拓を行う。

(2) 調査研究事業

シルバー人材センターの活動実績を集計・分析し、就業機会の拡充等に関する課題の抽出や対応策の検討を行い、地域社会のニーズにマッチした事業展開を実施するために、発注者満足度調査、高齢者の就業に対する意識変化や就業の実態に関する調査や会員の健康づくりの推進に関する調査を行う。

(3) 安全適正就業推進事業

高齢者が自らの安全の確保と健康の維持を図りながら、提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう次により安全意識の徹底と健康管理の啓発活動を行う。

- ① 安全管理委員会を定期的開催し、安全意識の高揚を図り、就業中の事故を未然に防止する。
- ② 事業所と連携し、就業の適正化に努める。
- ③ 7月の安全・適正強化月間をはじめ、適宜安全就業パトロール等を実施し、会員の安全に関する意識の高揚を図る。
- ④ 安全講習会を実施するなど安全意識を高め、また、自己管理を徹底して事故防止に努めるよう指導する。
- ⑤ ヒヤリハットを提出してもらって、その内容を全会員に周知することによって安全意識の高揚を図る。

(4) 普及啓発事業

シルバー人材センター事業への信頼と理解が得られるよう、発注者となる一般市民や事業所等及び会員となり得る高齢者に対し、基本理念や事業の仕組み等を次により周知します。

- ① センターの理念が地域社会に正しく理解され、協力が得られるようホームページや市の広報紙等による事業内容のPRに努める。
- ② センターの機関紙やパンフレット等を作成し、市内の企業や家庭に配布し当センター事業の理解と会員の募集に努める。
- ③ 普及啓発月間に実施するボランティア活動を通じて、地域社会へのPRに努める。